

できないが、小島城が小島氏拠点としてこの時点まで健在であったと考えられる。

天正13年（1583）、金森氏入部後に起こった国内の一揆について、古川盆地も影響を受けた様子が想定される。金森可勝より後藤新二郎に対し、金森氏の妻子を連れて「当城」に籠もり、その後に「古河表」で一揆勢を追い払ったことを称賛した史料（史料423、424）がある。これによると、古川盆地付近に金森氏の拠点城郭が存在し、一揆が起きた際に一時期籠もり、その後盆地内の戦いで後藤率いる金森軍が一揆勢を追い払ったと想定される。

### 第3節 古川盆地の歴史的変遷

#### 1 14世紀～15世紀初頭の様相

##### (1) 飛驒国司家の成立

飛驒国司の姉小路氏が史料上に見えるのは永仁2年（1294）のことである（史料1）。ただし、当時姉小路と称された公家は複数あり、この史料に登場する「姉小路」は、後に飛驒国司家として継承する師尹流ではない可能性が指摘されている（堀祥岳2011b）。南北朝期に入り、応安4年（1371）には飛驒国司の軍勢が越中に入る事件がある（史料15～17）。関連して、永和4年（1378）に叙任される藤原家綱が「飛驒国司」と既に称されているため（史料21）、応安4年の史料に登場する飛驒国司の一族は、家綱に連なるものと想定される。なお、高原郷を本拠する江馬氏は康永元年（1342）には存在が確認できる（史料6）。現在の飛驒市域を本拠としていた姉小路氏・江馬氏が飛驒に影響を及ぼし始めた時期は14世紀代に求めることができる。この後、藤原家綱の一族の姉小路氏が飛驒国司家として在地に根差していくこととなるが、これ以後に飛驒国司を任官した正式な記録は無く、先行研究で述べられるとおり、「飛驒国司」は家名の通称として呼称もしくは自称した呼び方と言える（大藪海2013）。

姉小路氏はその後、古川・小島・向の三家に分家する。分家した詳細な時期は断定できないが、応永12年（1405）以降の記録に三家の人物がそれぞれ見えるため（史料31～33、37、39～48）、それより以前に求めることができる。

##### (2) 応永飛驒の乱とその後の様相

応永18年（1411）、古川家の尹綱が乱を起こして幕府に討伐される事件が起こる（応永飛驒の乱、史料51・54・64・67）。この乱が起きるまでの経過は先行研究で整理されているが（堀祥岳2015aほか）、古川郷・広瀬郷における幕府の料所化の動きと連動している。

応永13年（1406）、足利義満より京極高光へ飛驒国富安郷が料所として預け置かれ（史料34・35）、古川庄も同様に御料所となり京極高光が奉行となる情報が伝わる（史料36）。『教言卿記』『山科家礼記』等から、飛驒国内の山科家領についても同様の動きがあり、姉小路三家の人物が史料に見える。これらの史料から、料所となる向きに対しては古川尹綱・小島常謙が幕府との交渉にあたっていることが分かる。小島常謙は同年5月に将軍に面接し（史料37）、その結果を以って所領を回復した様子であり、閏6月にその情報が山科家に伝わっている（史料39）。それは上洛した向家熙の使者からもたらされたものであった（史料40）。向家熙は、応永12年に左衛門佐に任命され（史料31・32）、その後は度々山科家に贈答品を贈っている（史料43・44・49・50）。応永15年（1408）には家熙自身が上洛し山科家を訪ねている（史料45・46・47）。

古川尹綱は応永13年7月に上洛し、將軍との面会のために武家伝奏の日野重光に対面しようとするが、奉書の命令に一向に返事しなかった理由から対面は認められなかつた（史料41）。同年8月、尹綱は出家し恭順の意を示すことで將軍と面会することができた（史料42）。その情報を山科家にもたらしたのは在京していた「飛驒国司」師言であった。

一方、山科教言もこの料所化の向きを「不便々々」と嘆き（史料36）、自身の所領である飛驒国の江名子・松橋等について危惧している（史料41）。これら山科家の飛驒における所領は既に14世紀末には守護被官によって押領を受け、山科家は幕府に訴え出て回復を図っている（史料13・14・18・19・20・25・26・27・28・29）。応永年間においても同様に山科家は飛驒に使者を送って現地における回復を目指したが、応永16年（1409）2月に帰京した使者によると、古川尹綱が「土地は勘解由小路殿（斯波義将）より与えられている土地」という理由で阻み、目的が達成できなかつた（史料48）。その際、向家熙は山科家の使者に小袖を贈っている。ところが、尹綱の後ろ盾であった斯波義将が応永17年（1410）5月に死去し、翌18年に古川尹綱は幕府から追討される（応永飛驒の乱、史料51・54）。この乱では隣接する広瀬郷を本拠としていた広瀬氏も尹綱側であった。そのため、乱後に広瀬郷は闕所となり、守護の所領となる（史料64・67）。しかし、京極氏の知行は続かず、それ以前から祈祷料所として拝領していた醍醐寺理性院と広瀬氏との間で相論が続いていくこととなる（64、67、71、88、91、101、113、堀祥岳2011b）。

以上、応永10年代の各記録からは、幕府の料所化に対応する各勢力の状況が垣間見える。山科家の記録によると、小島氏・向氏は山科家寄りであるため権益が共存する形であり、一方、古川氏は山科家や小島氏と権益を取り合う関係であったと想定される。古川尹綱は幕府への敵対姿勢を見せつつも一時恭順するが、足利義満が死去した応永15年以降、斯波義将を後ろ盾として山科家領を侵略していたと想定される。この当時、本流の姉小路師言は在京しているため、姉小路の本流筋は京都に所在し、分家した三家の当主は飛驒を拠点に活動していたことが確認できる。

## 2 15世紀初頭から15世紀後半の古川盆地の勢力（姉小路氏の三家鼎立）

応永の乱後の姉小路三家の活動を家ごとに整理したい。

**古川氏** 応永飛驒の乱の際に古川尹綱は討伐されたが、古川氏は以後も存続する。後継の昌家（尹家）は、『兼宣卿記』応永24年（1417）条に、飛驒国司の親類であり「前管領武衛禪門（斯波義将）扶持」と記載がある（史料61）。昌家は、永享11年（1439）8月には禁裏小番に加えられる等（史料73）、京都において公家の一員としての活動した事実が確認できる。昌家は嘉吉元年（1441）7月・8月の史料から当番で出役しつつも、所勞（病気）のために小番を度々休んでいる（史料75～80）。同年8月12日の記録からは所勞の記載がないため、回復したものと考えられる（史料81～83）。なお、『建内記』嘉吉元年（1441）7月の記録に「姉少」と確認できる（史料76）。これは現状、昌家の「姉小路」という呼称が想定できるもっとも古い記録である。さらに、康正2年（1456）の「造内裏段錢并国役引付」には「姉小路宰相」「飛驒国古河郷」とあり、この「姉小路宰相」は昌家を指すものと想定される（史料106）。なお、『公卿補任』を確認すると、昌家は宝徳3年（1451）に従三位に補任されたという記事が確認できるが、この記載にも家名として「姉小路」が見える。

一方、本流の師言は永享6年（1434）を最後に『公卿補任』の記載が途絶える。師言の後継の持言は応永30年（1423）に左近衛権少将従五位下に叙され（史料65）、応永32年（1425）にも京都にお

ける活動も確認できるが（史料 66）、その後の動静は明らかでない。いずれかの段階で、本流であつた師言・持言と、古川家の立場が逆転し、昌家段階からは古川家当主が「姉小路」と呼称される状況に変化したものと想定される。この昌家以後、古川家の当主は都の記録に度々登場しているため、基本的に在京を続けていたものと想定される。

昌家の子・基綱は、より公家社会に浸透していった。基綱は長禄 2 年（1458）、正五位下に叙任される。基綱は歌人として名を挙げるとともに公家衆や室町將軍から認められ、寛正 6 年（1465）2 月には勅撰和歌集撰進のため召され、9 月には足利義政の春日社参詣に供奉する（史料 117）。

**小島氏** 応永年間には前述のとおり小島常謙という人物が見える。この人物の系図上での位置づけは不明であるが、師言の一族あるいは代官的な存在が想定される（堀祥岳 2011b・2015b）。その後、姉小路氏本流・持言の子とされる勝言が史料に見える。勝言は寛正 6 年、『親元日記』に「飛驒国司く勝言、小島殿」とあり、將軍に贈り物を贈っている（史料 111）。基本的に小島勝言は飛驒を拠点としていたことものと考えられる。小島勝言は一時期山科家領の管理を任せていたが、勝言に預け置かれていた土地は文明 3 年（1471）段階では「国司父子相論」「国惣劇」によって、守護代・多賀出雲入道の押領を招いている（史料 129）。

**向氏** 前述の通り応永年間に向家熙が見えるが、系図上の位置づけは明らかではない。その後の寛正 6 年（1465）、『親元日記』に「小島向殿」が將軍に贈り物を贈った記録がある（史料 114）。文明 3 年（1471）、向氏が長瀧寺に河上庄の知行を認めていることから（史料 128）、向氏は河上庄にもつながりを持っていたことが想定される。向氏の官途の記録は少ないが、文明 7 年（1475）に向之綱が従四位下を、向熙綱が従五位下を叙任している（『歴名土代』）。

**古川盆地を中心とする三家同士の争い** 姉小路氏の三家は時折権益をめぐって争っている。所領をめぐって小島氏と向氏の間で相論が行われ、応仁 2 年（1468）には「小島郷神通河以南」の土地について「口綱」の押妨を退け「姉小路新中将」に領知させるという院宣が下される（史料 120・121）。「姉小路新中将」は小島勝言をさすと想定され（大藪海 2013）、「口綱」は向之綱と想定されている（堀祥岳 2015a）。さらに、『大乗院寺社雜事記』には古川氏と小島氏の争いが見える。文明 12 年（1480）、小島氏は争っていた「姉小路（古川氏）」と「和与」したとある（史料 163）。前年の 11 年に「去年より悉以致知行」「国事姉少（小）路方者一人無之」とあることや（史料 160）、翌年の 13 年の記事に、小島勝言の嫡子が「先年姉小路与合戦之時討死了」「之三、四以来姉小路与和与」という記録（史料 164）も、これに関連したものと考えられる。

文明 3 年（1471）・同 4 年（1472）に飛驒国の山科家領（岡本保、石浦、江名子、松橋）を返付する決定が出される。その際、「姉小路中将雜掌」「姉小路左衛門佐」が「江馬左馬助」と共に幕府から公務執行命令を受けている（史料 132）。「姉小路中将雜掌」は古川家のことであり、「姉小路左衛門佐」は向之綱をさす。このことについて、姉小路基綱は向之綱に対して、飛驒国における対処を依頼している（史料 139）。守護・京極氏が不在であった飛驒国において、在京していた古川氏が幕府・公家と在国していた他家を繋いでいた様相の一端が垣間見える。

この時期、守護方と国人衆との所領をめぐるせめぎ合いが続いていた。前述の通り山科家領が小島

勝言に預け置かれていたが、文明3年には「国司父子相論」「国惣劇」によって守護代・多賀出雲入道の押領を招いている（史料129）。同年と推定される「斎藤妙椿書状写」には、姉小路氏の軍勢と守護方の軍勢が戦っている（史料126）。この書状には「去七日依三木討死仕候、自京極殿節々出陣事承候」とあり、守護方の三木某が討死し、京極氏から斎藤妙椿に出陣の依頼があるとしている。この「三木」という人物は、後に飛騨で勢力を拡大する三木氏と同族かは不明であるが、飛騨の三木という人物の初見として注目される。また、文明5年（1473）には、守護方によって「飛騨両国司」が国中を払われるという事態が起きる（史料154）。関連して延徳3年（1491）には、近隣の荒木郷で北野社領を守護方が押領したことについての訴えが出され、姉小路（基綱か）を通じて江馬氏が対処を命じられる（史料172～175）。このように、15世紀後半の一時期、守護方が飛騨国内の勢力に影響を及ぼしていた。しかし、この後は京極氏内部の家督相続をめぐる分裂から混乱が起き（京極騒乱）、その影響か飛騨国内における守護押領の記述は見えなくなる。守護・京極氏の領国における影響力が低下したことで飛騨国においては国人勢力が伸張し、その中で三木氏や江馬氏といった国人領主が頭角を現していくことになる。

### 3 15世紀末～16世紀中頃の様相（古川家の衰退と三木氏勢力の伸張）

#### （1）飛騨国の戦国時代と古川家の衰退

明応2年（1493）に起こった「明応の政変」以降、それまでの幕府・守護の体制をもとにした領域形成は全国的に困難となり、在地における実力支配が求められるようになる。在京を基本としていた守護は在国し、公家衆も経済基盤を失う中で守護等を頼って下向・在国するようになる。姉小路三家のうち、最もこの状況の影響を受けたのが古川氏であったと想定される。古川氏は古川郷を所領しながら、昌家以降は京都で公家として活動していた。このころの古川氏の在地における所領經營を史料によってうかがい知ることは困難であるが、基本的に現地の被官人により管理されていたものと想定される。それが15世紀末になると次第に滞ったようで、明応8年（1499）2月初旬に姉小路基綱の子・濟継が一度飛騨に下向し（史料181）、同年12月にも「当年知行分もってのほか不熟たる間、堪忍の儀叶うべからざる間」という理由によって近日中に基綱が在国する予定という記事が見える（史料182）。このことについて、文亀元年（1501）の「姉小路基綱書状写」（史料183）には「去々年動乱之最中万端之一事とてかくて堪忍不可叶候際」とある通り、動乱によって年貢納入が停滞した状況を解決するため下向した状況がうかがえる。また、その状況が2年程続き、ようやく京都と往来できるようになったことが読み取れる。少なくともこの段階で古川郷は、当主自身が在地に赴かなければ管理が困難な状況にあったと考えられる。永正元年（1504）、基綱は飛騨国において死去する（史料185・186・187・188・189・190）。危篤に際して一門の極官である権中納言にまで昇格するが、京都に戻ることは叶わなかった。

基綱の子・濟継も同様に在国することとなった。永正14年（1517）2月、濟継は飛騨国内の錯乱に対応するため下向する。濟継と旧知の仲であった公家の中御門宣胤の日記『宣胤卿記』には、「國儀江馬没落属理運云々」とある（史料200）。これは飛騨に在国していた濟継からの手紙の内容を記したものであり、当時飛騨では姉小路氏と江馬氏が争っていたことが想像できる。濟継は翌年3月、中御門宣胤へ書状によって、国許が静謐となったので秋以降に上洛したい旨を伝える（史料201）。ところが、同年5月に濟継は急逝する（史料202・203）。

済継の子・済俊も同様の状況となる。大永7年（1527）8月に飛騨国に下向するが（史料209～211）、同年10月に飛騨国において「頓死」する（史料212・213）。下向して僅か2ヶ月で死去という性急さから、差し迫った様相が想定される。済俊の死去の時点で子（後の秀綱）はわずか1歳であったため、舍弟で田向家に養子に出ていた重継が姉小路に改姓し、名を高綱と改めて古川家を継ぐこととなった（史料215～218）。この高綱も、先の3当主と同様に飛騨で在国を続けることとなる（史料219、220・221）。高綱は済俊の一周年忌にも顔を見せず（史料223）、享禄元年（1528）12月頃に上洛し（史料225）、翌2年（1529）正月に三条西実隆を訪ねた記録（史料226）を最後に、京における動静が見えなくなる。

一方、飛騨を軸に活動していた小島氏・向氏については、15世紀末から16世紀前半にかけての記録は少ない。しかし、向氏に関しては永正2～3年（1505～1506）の間に混乱があった様子であり、某時熙に討ち入られて向熙綱が自殺し、子の姉小路千代丸（宗熙）が跡を継いでいる（史料191）。

## （2）三木氏の高山盆地進出と「古川ノ城」落城

守護・京極氏や古川氏といった既存勢力の求心力の低下に乗じて、三木氏の勢力が伸張していく。詳細は不明であるが、先述した文明3年に三木某が討死した記載が三木氏の史料の初見である（史料126）。永正13年（1516）には三木直頼の父（名不明）が死去した記録が見える（史料233、享禄5年における17回忌の法要の記録）。この記録をはじめとして16世紀初頭における三木氏の活動は益田郡中呂に所在する禅昌寺の記録に多く見えることから、飛騨国における三木氏の拠点地域は禅昌寺や居城の桜洞城を中心とする益田郡内であったと想定される。大永元年（1521）、「三木家中取合」「飛騨国怨劇」という状況となり、長滝寺が河上庄警護のため新宮社に閉籠する（史料204）。この時、「三木殿」（直頼か）は「三木寺在城」とあり、既に三木氏が高山盆地の三木寺城付近まで勢力を伸ばしていたことが分かる。

一方、三木氏と古川盆地の勢力との関連が見えるのは享禄3年（1530）のことである。この年、「古川殿内衆」に「雑説」があり、古川氏が広瀬郷へ退いたとある（史料227）。この古川氏は当時在国していた姉小路高綱のことと想定される。翌4年（1531）、向氏家臣の牛丸与十郎が「志野比」（現在の飛騨市宮川町忍か）に籠もるが、益田衆によって陥落させられる（史料230）。その後、「古川ノ城」が落城し、残兵は白川方面に敗走したが、大野勢が渡り合って小鳥口で悉く討ち取られる（史料231）。三木直頼は、直後に両小島（小島・向小島か）に礼に向い、「国一味」という状態を獲得したとされる（史料232、堀祥岳2015a）。この戦乱に起因するものか不明であるが、京都にいた「姉小路北向」が享禄3年7月に飛騨に下向している（史料228・229）。この人物は姉小路高綱の妻か故・済俊の妻と考えられる。

## （3）三木直頼段階の勢力拡大

天文年間以降も、三木氏は飛騨国内の勢力と均衡を保つつつ、国外にも影響力を強めていく。天文8年（1539）、郡上の畠佐兄弟の争いに係って三木新介（直綱）が出兵し、合戦に勝利している（史料250）。さらに天文9年（1540）8月、三木氏は「三ヶ所」（姉小路三家か）・廣瀬氏・江馬氏と合力して東美濃へ出兵している。米田嶋城・野上城など三城砦を落とし、10月に三木直頼が「三ヶ所のもとを礼に尋ね、広瀬・高原へも贈り物を贈っている（史料259）。「三ヶ所」が姉小路三家を指す

と仮定すると、この段階では古川氏を含め三家は軍勢を持つ程度には勢力を保持していたと想定される。さらに、この時期に向氏家中に「公事」があり、三木氏が対応に赴いている（史料不18・不19）。「公事」は様々な意味を持つ語であるが、文脈から訴訟のことではないかと推測される。さらに三木氏は高原郷の領主・江馬氏と縁戚関係を結んでいる（史料254・255・不14～16、谷口研語2007）。このように、享禄～天文年間の三木氏は周辺勢力と繋がりを深めつつ、時に問題解決に介入することで徐々に勢力を伸ばしていたものと推測される。関連して『天文日記』の天文10年（1541）5月25日条には、三木直頼の子・兵衛次郎に同道した伊藤但馬守について、「三木よりも上にて候へ共、依權勢今ハ三木に与力之由候」とある（史料265）。ここからは元々は一介の国人であった三木氏が他の国人より抜きん出ていた状況が見える。天文13年（1544）、飛驒国内で兵乱が起り、三仏寺付近の鍋山に三木新九郎・四郎次郎が出張する（史料274・275）。この内乱で荒城郷の安国寺の十六羅漢像が消失し（史料295）、小八賀郷の千光寺の堂舎・伽藍も消失する（史料278）。この内乱の実態は不明であるが両寺院ともに荒城川流域に位置することから、北接する高原郷の江馬氏が関連した可能性が想定される。2年後の天文15年（1546）、三木直頼は千光寺に梵鐘を寄進するが、自らを「国主三木直頼朝臣大和守」と名乗っている（史料278）。直頼は、このころには「国主」と自称するようになっていたことが確認できる。その直頼は、天文23年（1554）6月に死去する（史料285、326）。家督は三木良頼に移ったものと想定されるが、直頼の死去に呼応したものか、同年9月から翌年正月にかけて、姉小路家の小島時親・政秀・時光、古川済堯・時基、向貞熙らが叙任を受けている（『歴名土代』）。『言継卿記』によると、天文23年（1554）9月10日条に、広橋国光が飛驒に下向したことが記され、12月8日条に帰京したことが記されている（史料286、288）。これは姉小路三家の叙任に関連したものと推測される。

#### (4) 三木良頼の朝廷工作と姉小路三家の衰退

弘治元年（1555）、飛驒は戦乱に見舞われたと推測され、同年閏10月と想定される史料には「錯乱」「未属無事」という状況が伝わっている（史料289）。さらに翌年3月と想定される史料には、「三ヶ御所城墨」が近日中に落城しそうだという風聞が伝わっている（史料290）。この「三ヶ御所城墨」という語から、姉小路三家が当事者であったことが想定できるが、戦いの内容については三木直頼の後継・良頼と三家の争いという説（岡村守彦1979）、三家内の内紛という説（谷口研語2007）、三家と江馬氏の争いという説（堀祥岳2015a）がある。また、天文23年（1554）より三木氏が長瀧寺領の川上庄を押領する等（史料291）、混乱が見える。

永禄2年（1559）、三木良頼は公家としての地位を獲得しようと、姉小路（古川家）の名跡を継ぐ朝廷工作を開始する。7月に「三国司」に入りたい願いが出され（史料293）、翌月には関白・近衛前久によって執奏される（史料294）。10月、関白に正式に勅書が渡され、良頼は朝廷より正式に「三国司」の称号を得る（史料296）。翌永禄3年（1560）、三木良頼は従四位下・飛驒国司を叙任し、息子の光頼（同日改め自綱）は従五位下・左衛門佐を叙任する（『歴名土代』・『公卿補任』）。これによって三木氏は正式に古川家の名跡を継ぐこととなる。この動きを阻止する向きがないことから、この時点では古川家の勢力は有名無実化していたと考えられる。永禄5年（1562）、三木良頼は従三位・参議を叙任する（『公卿補任』）。さらに良頼は姉小路家の極官を超える中納言の任官を望む。12月9日、近衛前久より執奏があり、武家（将軍）より御内書によって三木良頼の中納言任官の要請がなされる

(史料305)。これについては認可されず、11日に天皇より例なき事として「御分別候」と近衛前久に伝えられる(史料306・307)。良頼は近衛前久を通じて再度奏上するが(史料308)、その後中納言に任官された記録は無いため、再度却下されたと推測される。なお、『永禄六年諸役人附』には、三木良頼は「姉小路中納言」とあり、自綱は「宰相」とある。したがって、正式に叙任されずとも中納言を自称していたと想定される。

三木氏の朝廷工作と「国司」「中納言」獲得の目的については諸研究がある。谷口研語は、良頼が朝廷の官位を受け、さらに飛騨国司姉小路氏の名跡を継承することで姉小路氏を支配下に入れる名分としたとする(谷口研語2007)。木下聰は、望んだ中納言が姉小路氏の極官である権中納言よりも上であり、そこにそれまでの姉小路氏を上回ろうという意図を想定している(木下聰2011)。大藪海も、当時姉小路氏内の最高位が小島時親の従四位下であり、良頼はそれと同等か上回る位階を得ようとしていた可能性が高く、位階において上位に位置することで姉小路を包摂しようとする意図があったと想定している(大藪海2013)。堀祥岳は、官途の上で姉小路氏を凌駕する意図から、三木氏は「中納言」への任官に固執したものと想定している(堀祥岳2015a)。これらの研究をまとめると、三木氏の「国司」「中納言」獲得の目的は、未だ健在であった飛騨国内における他の姉小路氏に対する牽制であったという見解は共通している。

#### (5) 16世紀中頃における姉小路三家の状況

上記のとおり、三木氏の勢力が伸張するとともに、古川盆地を所領としていた姉小路三家の勢力は次第に衰微したと想定される。古川盆地の勢力がどの段階で三木氏に包摂され、あるいは置き換わったか記録をもとに改めて整理する。なお、三木氏を含めた朝廷の任官記録は別表によって整理した(第40・41表)。

**古川氏** 前述の通り、享禄2年(1529)正月を最後に姉小路高綱の京都における記録は見えず、以後は飛騨において在国を続けたものと想定される。翌年に古川家中で雑説があり、姉小路高綱と想定される人物が広瀬郷へ退去し、三木氏の介入を招いている。三木直頼の死去直後の天文23年(1554)9月、故済俊養子である姉小路済堯が従五位下に、翌年正月には済堯の時基も従五位下に任じられている。しかし、永禄2年(1559)以降の三木良頼の朝廷工作から、古川家は三木氏が名跡を継いでいる。一方、永禄6年(1663)時点の情報である『補略』には、姉小路済堯・時基という古川家の2名の人物が見える。そのため、この時点で古川家の人物が健在であることは確認できる。しかし、上記の経過からこのころには領主としての姿は失っていたものと想定される。

**小島氏** 16世紀に入っても小島氏は一定の勢力を有していたと想定される。天文21年(1552)に死去した小島時秀は、葬儀における引導法語で「受名於公家称三家長」と称され、75歳まで存命したこともあるって、姉小路三家の筆頭と認知されていたと想定される(史料284)。三木直頼の死去直後の天文23年(1554)9月、小島時親が従四位下に、政秀が従五位上に、政秀の子・時光が従五位下に任じられている。小島氏も永禄6年『補略』に時親・政秀・時忠(政秀弟)の3名が見えるため、依然として健在であることが確認できる。その後、天正10年(1582)の八日町の戦いに際して、三木方の武将として小島時光が確認できる。前哨戦で小島城下に江馬氏が取り詰め、戦いの後は時光が

高原郷に攻め入って諏訪城を落としている。少なくともこの段階までは小島氏や拠点としての小島城は健在であり、小島氏は三木氏傘下の武将として活動していたことが確認できる。

**向（小鷹利）氏** 向氏は少なくとも天文7年（1538）には小鷹利氏に改姓している（史料242）。他の2家と同じく、天文23年（1554）9月に向貞熙が正五位下に任じられている。以後、小鷹利氏の動向が確認できる記録は無く、永禄6年『補略』にも小鷹利氏の記載が無いため、他の2家と違ってこの時点で健在かどうかは確認できない。詳細は不明であるが、天文23年以降のいずれかの段階において、公家としても領主としても、その姿を失ったものと考えられる。

このように、16世紀中頃には姉小路三家の勢力は衰微していった。三家のうちでは小島氏のみ、16世紀後半までの活動が確認できる。永禄年間以後は、領主としては三木氏とともに江馬氏の活動が活発になる。永禄3年（1560）、江馬輝盛は荒木郷折敷地（現在の高山市丹生川町折敷地）の住吉神社に鰐口を寄進している（史料301）。この南西方面の山中に位置する千光寺には、先述の通り天文15年（1546）に三木直頼が梵鐘を寄進している（史料278）。16世紀の中頃に至って、小八賀川流域が三木氏、荒城川上流域が江馬氏の領域として認知されていたと推定される。

#### 4 16世紀後半の様相（三木氏と江馬氏）

##### （1）飛驒の諸将と周辺諸国の関係

16世紀後半になると、飛驒の諸将は甲斐・武田氏と越後・上杉氏という二大勢力の狭間で揺れ動くこととなる。永禄2年（1559）10月、武田信玄から麻生野右衛門大夫に宛てた書状がある（史料297）。麻生野氏は現在の神岡町麻生野を本拠とし、江馬氏の傍流と伝えられる一族である。「口木口（荒木口か）百貫之所」を与え、さらに忠節あれば「一途の所」を与えるとしている。この史料からは江馬氏方の人物が武田信玄に通じていたと理解できる。

飛驒の諸将と越後・上杉氏の繋がりについても、史料から確認できる。永禄7年（1564）から12年（1569）の間のいずれかの時期に河上式部少輔宛てに村上国清から出された書状（史料310）では、江馬氏と上杉氏が通じている様子が分かる。村上国清は武田信玄に信濃を追われた村上義清の息子であり、この史料によると国清が上杉氏に飛驒の取り次ぎに任じられ、さらにその家来の若林采女丞が実際に飛驒を往来していたと想定される。永禄7年のものと想定される7月2日付で上杉輝虎から河上伊豆守・河上中務小輔に出された書状によると、上杉氏は織田信長に使者を出す際、飛驒国内を通過するにあたって江馬輝盛に便宜を図るよう依頼している（史料313・314）。

三木良頼も、江馬氏と同様に上杉氏に通じていた。永禄7年と推測される三木良頼から河田長親に宛てた書状から、上杉氏の近江への使者の通行の確保を請け負っていることが分かる（史料316）。このころ、江馬氏・三木氏は、武田・上杉という国外の有力な戦国武将と氣脈を通じていたことが確認できる。

##### （2）武田軍の飛驒侵攻

永禄7年（1564）夏、甲斐・武田氏の軍勢が飛驒に侵攻する。この年のものと推定される6月9日付け山村三郎左衛門尉・千村右衛門尉に宛てた信玄の書状には「飛州の模様かの口上あるべく候」と

あり、飛驒国の情勢を報告するよう求めている（史料311）。さらに6月15日付けで飛州における乱妨狼藉を禁止する禁制を交付し（史料312）、7月19日に「飛州に向かい出勢」の戦勝祈願を諏訪大社に依頼している（史料315）。これらから、武田軍は7月下旬以降、飛驒に侵攻したと想定できる。この侵攻の詳細な経過は不明であるが、飛驒側の勢力は三木良頼が上杉方であり、江馬氏は時盛が武田方、輝盛が上杉方と分裂していた模様である。同年のものと推測される、10月20日付で上杉輝虎から江馬氏家臣の河上式部丞に宛てた書状（史料319）、同じく上杉家臣の河田長親から江馬氏家臣の川上中務丞に宛てた書状には「時盛再乱」とある（史料320）。この2通はいずれも事件の経過や処理について触れたものであるが、これによると江馬時盛は武田方に組して乱を起こし、さらに以前にも同様の事態があったと想定できる。そして、上杉方が川中島で武田軍を押さえたことで、飛驒国内に侵攻していた武田軍は撤兵し、時盛は窮して降伏した。関連して、8月7日付の武田信玄が山村三郎九郎宛に出した感状では、撤退の際に「檜田次郎左衛門尉」を討ち取ったことを賞している（史料317）。檜田次郎左衛門尉は、名字から現在の高山市高根町日和田付近の武士と想定される。この文書の発給日直前が武田勢撤退の基準と想定される。同年12月23日、江馬時盛は上杉氏に血判誓紙を提出し（史料321）、以後は史料で確認できなくなる。そのため、この時期に江馬氏の家督は輝盛に移ったものと想定される。以後、江馬輝盛は基本的には上杉氏に組したものと考えられるが、永禄8年（1565）5月、武田信玄が具足を輝盛に贈るために各関所に使者・三井市蔵の道中の通行を指示している史料があり（史料322）、依然として飛驒の武家勢力が揺れ動いていた様相が想定できる。

### （3）永禄～元亀年間における飛驒の諸将（上杉・武田氏との関係）

永禄11年（1568）、北越後村上の本庄繁長が武田氏に通じて上杉氏と対立した。さらに同年8月には越中松倉（金山）城主の椎名康胤が武田方に合力する。これに対応するため、上杉輝虎（謙信）は越中に侵攻している。この時期、三木良頼がしばしば文献に現れる。永禄12年（1569）と想定される2月27日及び毎日の史料によると、良頼は上杉氏に情報提供を行い、或いは椎名氏との和睦の仲介を申し出ていることが分かる（史料331～335）。さらに三木良頼は塩屋筑前守・馬場才右衛門尉を人質として差し越し（史料339）、上杉氏の越中侵攻を支援している。同史料の中で、上杉輝虎が良頼に対して、越中における在番や越前への出勢等、大きな期待を寄せていていることがうかがえる。元亀2年（1571）、越中の戦線が一時落ち着いた段階で江馬輝盛も上杉氏に贈り物をしている（史料342）。

元亀3年（1572）、三木良頼が病に倒れるとその代理として江馬輝盛の軍勢が越中に出馬している（史料345）。この年のものと推定される9月18日付の「上杉謙信書状」には「昨晩江馬方打ち着かれ候」とあり、輝盛の軍勢が越中の上杉の陣に参陣したことが分かる（史料347）。この後の史料（史料351）から、この時は輝盛本人が出馬した模様である。さらに、同日付けで江馬家臣・和仁備中守宛の上杉謙信の書状から、江馬輝盛の副将として和仁備中守が越中に参じたと想定できる（史料348）。同年10月の史料から、病氣で明日も知れない良頼に替わって息子の自綱が名代として派遣する予定であることが示されている（史料349・350・352）。ところが、同年11月に三木良頼が死去し（史料344・354）、実際に自綱が越中に派遣されたかは不明である。また前月の10月、良頼死去との関連は不明だが、江馬輝盛が上杉謙信に断りなく飛驒に帰陣している（史料351）。

元亀4年（1573）4月、前年から西に向かって進軍していた武田信玄が陣中で病没する。当初、信玄死去の事実は伏せられていたが、上杉謙信はいちはやくその情報を掴んでいた。その情報をもたらし

たのが江馬輝盛や三木氏家臣の塙屋筑前守といった飛驒の武将である。4月25日付けで江馬輝盛が上杉家臣の河田長親に宛てた書状（史料358）と、同日に同じく河田に対して江馬氏家臣の河上富信が宛てた書状（史料357）には、西進していた甲州勢が引き上げたことや、信玄が煩っており、死去した可能性もあることが示されている。また、上杉方は信玄死去の情報を塙屋筑前守からも得ていたことも確認できる（史料356・360）。

#### (4) 織田信長への接近

天正元年（1573）、三木自綱は郡上郡を攻めた。三木氏家臣の川尻新之丞が九頭宮（現在の郡上市和良町所在の戸隠神社）より分捕った大般若経を千光寺に寄進している（史料361）。

三木自綱は、父が存命中の永禄13年（1570）段階で名代として上洛し、將軍邸造営の儀に参加している（史料337・338）。さらに天正3年（1575）にも上洛して織田信長に謁見し、駿馬を献上している（史料367）。上洛して信長に触れたことが作用したか不明であるが、良頼死去後に自綱は織田氏に接近した模様である。上杉謙信は天正4年（1576）に飛驒口の押さえとして砦2ヶ所を取り立てたが（史料371）、これは敵対する三木方への押さえであったと想定される（谷口研語2007）。さらに天正6年には、神保長住が信長の助力で佐々成政と共に越中に入国する際、三木自綱と連絡を取り合って飛驒国経由で入国している（史料378）。

三木氏が上杉氏から離れる中、江馬氏は引き続いて上杉方であった。天正3年（1575）6月28日、江馬輝盛から直江大和守に宛てた書状には同年に起こった長篠合戦の情報がもたらされている（史料365）。また、天正5年（1577）閏7月には謙信は越中魚津に進軍したが、その際にも江馬輝盛と連絡を取り合っている。同年のものと推定される河上強内（定次）宛ての謙信書状では、江馬輝盛に信長の動きを警戒するよう指示している（史料374）。さらに同月16日付けと推定される河田長親宛ての河上定次書状には「輝盛の儀前々の如く、聊か疎意を存ぜられず候」とある（史料375）。これによると、江馬輝盛は上杉謙信に以前の如く忠誠を誓い、同時に上方の情報を報せると約束している。

ところが、上杉謙信が天正6年（1576）3月に死去すると、江馬氏も次第に織田方に傾いたと想定される。天正10年（1582）と推定される3月11日付の江馬輝盛から織田信長の奉行・矢部善七郎宛てに出された書状（史料391）には「小姓の儀」とあり、人質を出して織田信長に臣従しようとしたことが分かる。さらに、輝盛は信州出陣の命を受けて罷り出て、信州で御礼を申し上げるため、矢部善七郎に信長への取成しを頼んでいる。この史料から、最終的に江馬輝盛は天正10年（1582）の武田攻めにあたって織田軍の一員として参陣した可能性が想定できる。

以上から、16世紀中頃から後半にかけての三木氏・江馬氏の動きをまとめると、基本的に上杉方に軸を置きながら立ち回っている様子が分かる。永禄7年の武田軍の飛驒攻め後は、基本的に上杉方として推移した。その後、上杉謙信の越中侵攻に影響され、元亀年間には上杉方として三木氏の武将や江馬氏の武将が越中に参陣している。しかし三木氏は、元亀3年に三木良頼が死去し、自綱に代わると織田氏に接近する。江馬氏はその後も上杉方であったが、天正6年に謙信が死去すると次第に織田方に傾いたと推測され、天正10年段階では織田方に付いている。

#### (5) 八日町の戦いとその後

天正10年（1582）6月、本能寺の変で織田信長が没すると、飛驒国内の情勢も不安定になったと想定

される。同年6月末に高原郷で合戦が起り（史料392）、9月末に八日町で戦いが起こっている（史料393）。年号が確定できないためこれらの記録は確実ではないが、戦いが起った場所は江馬氏の領域とその境であり、上記の史料（感状）の発給主が三木自綱であることから、これらの戦いは三木氏と江馬氏が当事者であったと考えられる。これらは、10月に起こる八日町の戦い以前にも、複数の戦いが起こっていたことを示唆する。同年10月27日、江馬輝盛と三木自綱が直接争うに至った。戦いは両氏の領地境と推定される荒城郷八日町（現在の高山市国府町）において行われた。この戦いの結果、江馬輝盛は敗れて討死にし、江馬家の重臣も多数死亡した。翌28日、高原郷に攻め入った三木方の小島時光によって、江馬氏の本城である高原諏訪城も落城した。この経緯は飛驒市古川町太江にある寿楽寺の大般若經奥書に伝えられている（史料394、図版38）。

この戦いによって、当主の輝盛を失った江馬氏は打撃を受け、飛驒国内においては三木自綱が台頭したと推定される。しかし、以後も江馬時政なる人物の活動が確認できる。そのため、この時点では江馬氏は存続していることが分かる。江馬時政は天正12年（1584）4月、河上用助に対して荒木郷の土地を給付している（史料407・408）。したがって、八日町の戦い以後も江馬氏は旧領の支配権を保持していたことになる。また、後の加賀藩の家老・山崎家の家臣団に関する戦功覚書である「山崎家士軍功書」のうち野上甚左衛門の戦功記載には、佐々成政軍が高原郷に侵攻したことが記されている（史料412）。この戦いは天正12～13年（1584～1585）の間に起ったと想定され（高岡徹1998）、江馬氏は「高原の城」を明け渡し、「岩屋堂」（現在の高山市上宝町岩井戸か）に籠もって戦うが、攻め落とされたとされる。時政段階でどの程度の勢力を保っていたかは不明であるが、この記録から天正10年以降も江馬氏が健在であったことが想定できる。

一方、八日町の合戦で勝利した三木氏は、その後当主が自綱から秀綱に移る。これ以前、自綱には嫡子として宣綱という人物が史料に見え、元亀3年に従五位下に、天正4年に元服し従五位上・侍従に叙任されるが、天正7年に飛驒国において自害している（『歴名土代』）。そのため、自綱から家督を継いだのは秀綱であった。『宇野主水日記』の天正12年（1584）正月条には、当主になった三木秀綱が、出家して「訥庵」と称した三木自綱、東藤甲斐守、鍋山豊後守とともに本願寺に年頭の礼として贈答品を贈っていることが確認できる（史料405）。この史料から、これ以前の天正11年中には家督相続が完了したものと想定される。また、天正12年正月には秀綱が高山盆地の松倉城を拠点としていたことが確認できる（史料406）。関連して天正12～13年にかけて、少数ながら秀綱が発給した判物が確認できる（史料409・413）。

#### （6）16世紀後半における三木氏の拠点について（古川盆地を中心として）

永禄2年（1559）、三木氏が朝廷工作によって古川氏の名跡を継ぎ、程なくして三家のうち古川氏・小鷹利氏の領主としての記録が見えなくなるという様相は前述の通りである。それに伴う三木氏拠点の移動の有無について、各地における三木氏の活動の記録をもとに整理したい。

既に直頼代には三仏寺・鍋山・三枝といった三木氏が持つ高山盆地の拠点の存在が確認できる。三木良頼が「飛驒国司」の称号を得た後、永禄9年（1566）に亡父・直頼の13回忌が営まれている（史料326）。この法要は禅昌寺に伝わる『明叔録』の記録であり、法語に見える「飛駒路益田郡居住奉三宝弟子大功德主孝男従三位参議藤原朝臣良頼公」「国家柱礎 意氣堂々」といった内容から、現在の禅昌寺が存在する益田郡内で営まれたと考えられる。さらに三木良頼について、『公卿補任』に見える

没年（元亀3年）と同じ年に没した人物として、高野山不動院の過去帳に「前三品黄門雲山觀公大禪定門（施主欄：萩原上蔵）」という人物が確認できる（史料344）。この人物は没年や「前三品（三位の唐名）」「黄門（中納言の唐名）」「雲山」という戒名の内容から三木良頼と想定される。この記載の地区区分も益田郡萩原町であり、元々の三木氏本拠であった桜洞城周辺であることを示している。16世紀の早い段階で高山盆地に三木氏は進出したが、良頼の段階に至っても、本拠の意識は依然として益田郡にあったと想定される。

その後の自綱・秀綱の時代ではどうだったであろうか。少なくとも天正7年には松倉城が存在し、三木自綱自身によって熊野神社がその鎮護として祈願している（史料406）。このころには三木氏拠点として松倉城が機能していたと想定される。

自綱の許認可関係の史料として天正2年（1574）に細江太郎右衛門に下したもの（史料364）や天正6年（1578）に細江牛に対して下したもの（史料384）がある。また、天正10年（1582）と想定される2通の感状（史料392・393）が自綱から舟坂弥次右衛門に下されている。この細江・舟坂家は史料の伝来状況から益田郡を本拠とした武将であると想定される。自綱から家督を継いだ秀綱も、天正13年（1585）に舟坂又左衛門に対し、弥次右衛門の跡職を認める判持を交付している（史料413）。前年には、熊崎彦三郎に対し小七郎の跡職を安堵している（史料409）。舟坂に加えて熊崎も益田郡を本拠とした武将と想定される。史料の残存状況から十分な検証はできないが、少なくとも高山・古川盆地において三木氏の当主自身が領主として活動した記録は希薄であると言える。

一方、寺社との関連に注目すると、三木直頼は高山盆地の周縁部に位置した千光寺に梵鐘（史料278）を寄進し、同じく三木氏家臣の川尻利広は千光寺に大般若経（史料361）を寄進している。また、先述した松倉城に関連する熊野本宮の棟札（史料325）は千光寺僧（弘盛）の祈願によるものである。さらに天文20年（1551）には千光寺と同じ地区の八賀郷に所在の白山神社にも、三木氏が「飛驒国守」と名乗り、鰐口を寄進している（史料283）。以上から、三木氏（直頼と想定）が千光寺をはじめとする高山盆地の寺社勢力と結びついていたことが想定できる。なお、当該期の古川盆地の寺社勢力への寄進の記録として、小島氏が大般若経を宮谷寺に寄進したもの（史料394）や、牛丸氏が五社神社の社殿上葺や隨身（神）像を寄進した記録（史料373・377）が確認できるが、三木氏自身によるものは確認できない。

このように、16世紀後半における三木氏の本拠地の意識や、許認可の対象者であった直臣の居住地から、元々の本拠であった益田郡を基本としつつも、高山盆地にも拠点を置いていたことが想定できる。一方、寺社勢力との関係性については、益田郡はもとより高山盆地周辺の勢力とも直接結びついていたものと想定される。しかし、古川盆地において三木氏の拠点形成を示す史料や、寺社と直接関係していた史料は現在のところ確認できない。三木段階における古川盆地の武家拠点のあり方を考察する場合、三木氏の当主自身が拠点としていたか、それとも派遣された家臣や傘下の武将が配置されていたかは、全体的に史料が少ないため確定的ではないが、確認できる史料からは後者である可能性が高いと想定される。

## 5 16世紀末～17世紀の飛驒国（金森氏の統治）

### （1）金森長近・可重父子の飛驒侵攻

天正13年（1585）閏8月、羽柴秀吉より三木氏征伐の命を受けた金森長近・可重父子が飛驒に侵攻する。秀吉が飛驒を攻めるよう命じた具体的な理由は不明であるが、天正16年（1588）の「豊臣

秀吉朱印状」に越中の佐々成政が「飛驒国取次」であったことが示されている（史料440）ため、当時秀吉に敵対していた佐々成政に三木氏が同心した事が理由の一つとして考えられる。金森氏が侵攻する前年の天正12年（1584）9月、長近は石徹白の在地領主・石徹白彦右衛門（長澄）に、飛驒国の情勢の調査や国内の牢人衆の取りまとめを指示しているため（史料411）、周到に準備を行っていたものと想定される。牢人衆の構成は具体的には不明であるが、入国に際して三木氏の体制から溢れた者たちが加わったものと想定できる。

長近は侵攻にあたって、高原郷に禁制を交付している（史料415）。そこには「高原江馬知行分」とあるため、この直前までは高原郷に江馬氏の知行地が存在したと想定できる。飛驒国内に侵攻した金森氏は速やかに国内を制圧した。三木氏当主の秀綱は死亡し、隠居していた自綱は降伏して京都に隠棲する（史料416・417）。秀吉の書状では「一類悉首剝」とあるが（史料418・419）、上記の通り自綱は生存しているため、秀吉の誇張表現と捉えられる。その後、三木自綱は天正15年に京都で没している（史料434）。

三木氏を滅ぼして飛驒国を占領した長近であったが、当初は飛驒が自らの知行となるとは想定していなかったようで、天正13年のものとみられる石徹白長澄宛の書状（史料420～422）には、「其国之儀、大野と相隔、殊上方へ出入り不自由に候間、色々御理申上表候、就夫堺廻りにて知行給候」「其の国へは稻葉勘右衛門方、先可被遣由被仰出候」とある。長近自身は飛驒国を望まず、稻葉勘右衛門に与えられるものと考えていた。しかし、結果的には長近が飛驒を任され、拠点を大野から移すこととなる。

## （2）飛驒国内の一揆

金森氏統一直後の天正13年から翌14年にかけて、飛驒国内で一揆が起こったことが史料から確認できる。天正14年9月に吉城郡角河の善照・同郡古川上町の淨正・益田郡小坂の西了・正善ら4名の連名で長屋喜三（金森可重）に対して出された起請文（史料431）によると、去年（天正13年）の一揆について、聞名寺は一切関知せず、今後は法印様（金森長近）に対して一切反抗しない、不穏な動きを知ったならば即日報告する、と記されている。天正15年（1587）、照蓮寺から同じく長屋喜三（金森可重）宛ての起請文（史料437）にも、前年（天正14年）の一揆について、先の文書と同様のことが述べられている。これらの史料からは、金森の入国直後から一揆が起り、翌年までは金森氏に反抗的な動きが飛驒国内にあったということになる。そして、その構成員として一向衆の存在が想定できる。聞名寺や照蓮寺が直接関与したかは断定できないが、恭順の起請文を提出している以上、無関係であったとは言い難い。

この一揆の経過について詳細は不明であるが、断片的な状況が確認できる。天正13年9月10日付及び17日付けで後藤新二郎宛ての金森可勝判物によると、飛驒国中で起こった一揆に際して「妻子」を連れて「當城」にこもり、程なくして「古河表」で一揆勢を追い払ったことについて、後藤を称賛している（史料423・424）。この「古河表」とは恐らく古川郷内と考えられる。また、籠った「城」については、この段階では同地域の増島城は築城前であったため、旧勢力居城であった古川城や小島城等の再利用が想定される。「妻子」は、発給者である金森可勝（人物不明）の可能性もあるが、長近・可重の妻子である可能性も想定できる。

後の加賀藩の家老・横山家の家臣団に関する戦功覚書である「横山家士軍功書」の斎藤内蔵助の戦功記載にも、飛驒国内における一揆の記載がある（史料426・427）。これによると金森長近が上方へ

留守中に飛驒国内の牢人・一揆勢が反抗し各所に火を放った。さらに宮（現在の高山市一之宮町）の城を取り巻いたので金森可重が手勢を差し向け一揆勢と交戦し、敵の首を打ち取った。さらに、国々の牢人のうち徒者（下級の武士）が川原に討入り、村々を夜討ちするのでこれらの者共を絡めとった、斎藤内蔵助も諸所を訪ね、大坂峠（現在の十三墓峠）を通る際に敵と見合って4名を捕らえて高原まで至って引き上げた、とある。これらの記載は、後年になって口述をもとに作成された史料であるため注意が必要であるが、宮の城を攻め、古川郷の金森軍を脅かすといった組織的な反抗があり、それと同時もしくは終息した後に村々を一揆勢の残党が襲う散発的な戦闘が起こった。やがて一揆勢は住民にとっても厄介な存在となり、天正14年には根絶された状況が推測できる。

### （3）金森氏の拠点形成と飛驒高山藩の成立

金森氏は越前大野から移って飛驒一国を治めるにあたり、本拠を高山に定める。天正15年（1587）の「石徹白長澄起請文」には「照蓮寺御城下江引越、御出陣之御留守」「一揆等示可被仕候」とある通り、城下に照蓮寺を移し、長近が留守中に一揆等の発生が無いように目付を命じている（史料435・436）。このことから、高山城下の形成過程の中で照蓮寺が一定の役割を求められたことが想定できる。一方、古川盆地も金森氏にとって重要な地域であったと想定される。なお、前述の通り、入国直後に一揆が起きた際、金森氏一族の家族が「古河表」に住していたと想定できる（史料423・424）。天正17年（1589）、金森可重が「あきない町」に対して定書を交付する（史料442、図版39）。このころには増島城の建設が開始され、新たな町場が形成されつつあったと想定される。

全国の諸大名の軍勢が動員された文禄の役にあたっては、金森長近・可重父子も参陣した。文禄2年（1593）には、羽柴秀次が金森可重の留守居中に対し、奉公人等で可能なものは肥前名護屋に参陣するよう命じている（史料444）。当主の長近・可重はもとより、在国していた奉公人についても肥前名護屋への参陣が求められている。

慶長2年（1598）に豊臣秀吉が死去し、その後の慶長5年（1600）に関ヶ原の戦いが起こる。この戦いに際して、金森氏は西軍方からの誘いもあった（史料461）が、東軍（徳川方）に合流して戦っている（史料459、462、463）。金森可重は家康の命を受け、途中分かれて稻葉氏が城主であった郡上郡の八幡城を遠藤慶隆とともに攻めている（史料464）。この戦いでは、多くの金森氏家臣が戦死した様子であり、史料では牛丸又右衛門の戦死が確認できる（史料465）。一方、長近は関ヶ原に参陣し、東軍勝利後は戦功により飛驒国を安堵され、美濃国上有知・河内国金田の加増を受ける。その後、長近は上有知に隠居し、可重に飛驒の差配を任せる。ただし、慶長6年（1601）10月発給の長近の知行充行状が確認できることから（史料466）、高山藩主としての実質的権限が可重に移るのはこれ以後のことと考えられる。長近は、慶長13年（1608）に京都において死去している（史料470・471・473）。

長近の跡を継いだ可重は、名古屋城の普請を担当している。慶長15年（1610）と推定される書状から、将軍・秀忠が可重の普請について勞っている（史料476）。可重は坂の陣に際して、徳川軍に参陣し戦功を挙げるが、直後の元和元年（1615）閏6月に死去し（史料480～482）、高山藩は3代・重頼が継ぐ。また、この年に制定された一国一城令によって、増島城をはじめとする飛驒国内の支城は廃城になったと想定される。このことに関連して、寛永10年（1633）作製の「日本六十余州図（飛驒国絵図）」による金森氏の拠点（本城・支城）の認識について、先行する論で整理している（大下永2021f）。高山藩の城としては唯一高山が見え、古城として増島・東町・茂住・萩原・下呂・下原が見える。

一国一城令から約20年後の段階で、飛驒国内の城は本城の高山のみとなり、支城は廃されている状況が確認できる。

元禄5年（1692）7月、金森頼時の代に金森氏は出羽国上山に移封となり。飛驒国は幕府の直轄地となる。以降、幕府から飛驒代官（後に郡代）が派遣される。

## 第4節 領主としての飛驒の武家勢力

前節によって、中世から近世の初頭にかけて古川盆地を拠点とした武家勢力は、姉小路氏・三木氏・金森氏という変遷が確認できる。本節では、この3勢力の在地領主としての性格・実態を、先行研究をふまえつつ発給文書を中心として改めて推測したい。主に許認可・給付関係の史料をもとに整理を行う。

### 1 領主としての姉小路氏

14世紀以降、古川盆地に入部した姉小路氏について、在京していた本流については領主としての実態が分かることはないが、応永年間までに分家した三家については一定数の史料が確認できる。

【史料A】（史料120・121）は「飛驒国小島郷神通河以口」の地頭職について、「口綱」の押妨を止め、「姉小路新中将」の当知行を認める院宣である。「以口」の口については面・西・南という説があり確定できないが、神通川（現在の宮川）を基準とした位置関係を示している。「口綱」は「之綱」と当てるところで諸説が一致しており、向之綱をさすものと考えられる。「姉小路新中将」については古川家の姉小路基綱という説と、小島勝言という説があるが、「新」という用語から応仁2年段階において新中将であった勝言と比定したい。この史料の内容から、古川盆地に小島家と向家の所領があり、河川の境界付近の土地について相論が起ったことが分かる。

【史料B】（史料131）・【史料C】（史料132）は、当時山科家領であった飛驒国岡本上下保・石浦郷・江名子・松橋郷の使節遵行に関わる史料である。岡本・石浦・江名子といった地名は現在も高山市内に残ることから、いずれも高山盆地に所在した所領とみられる。これらの土地については、14世紀末から守護被官や江馬氏から度々押領を受けており、江馬氏や広瀬氏といった国人が使節を命じられている。【史料B】は幕府奉行人から守護・京極政高に対して出された奉書であり、【史料C】は現地で対応にあたる江馬氏と姉小路氏に対して出された奉書である。事前の経過（史料129）から、押領を行っていたのは守護被官の多賀氏であるため、守護宛の【史料B】は形式的なものと言える。また、宛所は「姉小路中将」「姉小路佐衛門佐」「江馬左馬助」という3者のうち、「姉小路中将」＝姉小路基綱（古川家）は在京しているため、直後に向之綱に対して現地への対応を依頼している（史料139）。また、江馬左馬助については伊勢貞宗から奉書の旨を守るよう改めて書状が出されている（史料133）。本件にあたっては、押領の張本人である守護を通さず、在京の関係が深い武家からそれぞれに対応が依頼された状況が想定される。いずれにせよ、古川家も向家も室町幕府の文書上の位置づけは江馬氏と同じ国人領主であることが分かる。小島氏は文書上で使節への指定が確認できないが、少なくとも古川・向の2氏は室町幕府の体制の中に位置づけられている。大藪海が指摘した通り（大藪海2004）、姉小路氏は守護の下に位置し、飛驒国内の限られた知行地を管理するあり方は他の国人と並列的な関係であったと想定される。